

福山市立大津野小学校生徒指導規程

～みんなで守ろう！Happy Life～

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童が自主的・自律的な学校生活を送るために必要な事項を定めるものである。

(詳細は「大津野小ガイドブック」参照)

第2章 学校生活に関すること

第2条 (登下校)

- (1) 登校班で安全に列を成して登校をする。
- (2) 班長・副班長の役割を果たす。
 - ① 集合場所に早めに行く。
 - ② 問題が発生したら副班長(班長)が残り、班長(副班長)が近くの「子ども110番の家」や商店などに助けを求めに行く。
 - ③ 地域の方に進んであいさつをする。
 - ④ 交差点で止まってくださった運転手の方にお礼の「会釈」をする。
 - ⑤ 学校に着いたら「登校の記録」を書く。
- (3) みんなの約束を守る。
 - ① 集合時刻を守る。
 - ② 遅れる時や欠席の時は、班長や副班長に連絡をする。
 - ③ 忘れ物をしても取りに帰らない。
 - ④ 防犯ベルをランドセルや体に身に付けて登下校する。
- (4) 決められた通学路を歩いて下校する。
 - ① 学年下校・一斉下校で、複数で下校する。
 - ② 困ったことがあったら、近くの「子ども110番の家」や商店などに助けを求めに行く。
- (5) 欠席・遅刻・早退する場合は、保護者が事前に連絡帳で学校に連絡する。(緊急の場合は、電話でもよい。)

第3条 (服装)

- (1) 学校生活に適した服装をする。
 - ① 規定服・規定帽子(紺・白)を着用
 - ② 通学靴は、白の運動靴
 - ③ 室内履きは、スクールシューズ
 - ④ 靴下は、白・紺・黒

(ワンポイント可、直径3.0cm以下)

(ニーハイ・くるぶしソックス、レースは不可)

- ⑤ レギンス・タイツは、白・紺・黒(体育時は着用不可)
 - ⑥ アクセサリー(ピアス・イヤリング、指輪等)は不可
- (2) 学校生活にふさわしい身だしなみをする。
 - ① シャツのボタンをとめる。
(夏季はボタンを1つ開けてもよい)
 - ② シャツをズボンやスカートの中に入れる。
 - ③ スカートの下に体育のハーフパンツを履かない。(インナーパンツ可)
 - ④ インナーシャツは、華美でないものにする。
 - ⑤ ベスト・セーターは、規定服の下に着用する。
 - ⑥ 名札を左胸につける。

第4条 (頭髪)

- (1) 学校生活にふさわしい髪型をする。前髪が長い子はピンでとめる。
 - ① 髪の毛は、染めない。パーマをかけない。
 - ② 一部だけ極端に短くしたり、長くしたりしない。(側頭部、えりあし、切れ込み、ツーブロック等)
 - ③ 髪が肩にかかる児童は結ぶ。
 - ④ ゴムは、黒・紺・茶色の単色。ピンは、黒・紺・茶色・銀色。
- *社会通念上、一般的見地から判断します。

第5条 (持ち物)

- (1) 学習に必要な物を忘れないように持ってくる。
 - ① 持ち物には全て名前を書く。
 - ② 学習に必要な物(キーホルダー等)は、持ってこない。
 - ③ 携帯電話は、持ってこない。
 - ④ 筆箱や道具箱の中には、決められた物を入れておく。(彫刻刀・カッターナイフは、道具箱に入れない。)

第3章 校外生活に関すること

第6条 (生活)

- (1) 生活のきまりを守り、楽しい生活を送る。
 - ① 帰宅時刻は、4月～9月 午後6時
10月～3月 午後5時
 - ② 子どもだけで、大津野学区外に行かない。

- ③ ゲームコーナーやゲーム類のある所に立ち寄らない。
- ④ 用もないのにお店に入らない。
- ⑤ カードやゲームの貸し借りや交換，売り買いをしない。
- ⑥ 休日，放課後等，学校敷地内でゲーム機，カードゲーム等を使用しない。

第7条 (交通安全)

- (1) 交通ルールを守り，安全な生活を送る。
 - ① 信号や交通標識を守る。
 - ② 横断歩道を渡る。
 - ③ 踏切では，自転車は，押して渡る。
 - ④ 自転車に乗るときは，安全対策をして，ヘルメットを着用する。
 - ⑤ 片側通行をする。(道路状況に応じて)

第8条 (遊び)

- (1) 危険な遊びをしない。
 - ① 火遊び
 - ② 子どもだけでのつり・水泳・花火
 - ③ 道路やがけでの遊び・基地遊び
 - ④ エアーガン・ガスガンなど
 - ⑤ 夜遊び

*以上の規程等が守られなかった場合，個別指導及び保護者連絡を行う。

附則

第1条 この規程は，令和2年4月1日から施行する。

第2条 この規程に定められていない事項については，児童の実態や場の状況に応じ，かつ指導上必要がある場合は，随時修正，加筆して運用する。